

発議第 16 号

県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年6月27日提出

提出者

教育福祉委員長 根本 守

県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて
千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書

喫煙の健康障害については既に医学的にも立証され、厚生労働省や県民市民の健康増進対策を推進する行政等においても認識されている。特に、受動喫煙の問題については、「タバコを吸わない人が健康障害を被る」ことから早急に防止策が強く求められている。

しかし、2003年に施行された「健康増進法」（法25条 - 受動喫煙の防止 - ）を改正し、受動喫煙防止の強化を図るための厚生労働省案が、2017年の通常国会での法案提出が見送られてしまった。県内の飲食店等のサービス産業で働く労働者や利用者、また自ら受動喫煙から身を守る事の出来ない子ども達の健康を守る為に、千葉県受動喫煙防止条例の制定が強く望まれる。

また、千葉県内では2020オリンピック・パラリンピックに際し、計8競技の開催が決まっている。オリンピックについては、国際オリンピック委員会（IOC）が1988年に禁煙開催方針を採択し、カルガリー大会以降、会場の内外が禁煙化された。さらに、2010年にはIOCと世界保健機関（WHO）とで「たばこのないオリンピック」の合意がなされ、以来、競技会場だけでなく、開催国（開催都市）では飲食店を含む屋内施設を全面禁煙とする法律や条例が整備されてきた。

加えて、千葉県内には日本最大の国際線旅客数である成田国際空港があり、多くの海外からのお客様を、「タバコ使用のない快適な環境」でお迎えする「おもてなし」をすることが、千葉県民の日本国民への責務であると考えます。

これらのために、千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

千葉県知事 森田 健作 様

千葉県流山市議会